

第三十一回 参議院商工委員会會議録第二十七号

(三三三)

昭和三十四年四月八日(水曜日)午後二時五十二分開会

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

委員の異動

本日委員大野木秀次郎君、迫水久常君及び高橋衛君辞任につき、その補欠として小澤久太郎君、木島虎藏君及び三木與吉郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

上原 正吉君
小幡 治和君
島 清君
大竹平八郎君

委員

小澤久太郎君
近藤 鶴代君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
堀本 宜實君
三木與吉郎君
阿具根 登君
阿部 竹松君
栗山 良夫君

國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君

政府委員

経済企画庁 大堀 弘君
調整局長 大來佐武郎君
合計局長 齋藤 正年君
通商産業大臣官房長 松尾泰一郎君
通商産業省 樋詰 誠明君
通商産業省 石炭局長

本日の會議に付した案件

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(阿具根登君外八名発議)

○理事(島清君) これより、商工委員会を開会いたします。

本日、迫水久常君、高橋衛君、大野木秀次郎君が辞任され、木島虎藏君、三木與吉郎君、小澤久太郎君が選任されました。

○理事(島清君) 本日は、まず石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、内閣提出及び阿具根登君外八名の発議の両案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。順次御発言を願います。

○阿具根登君 きよりの新聞で、合理化臨時措置法によって通産省は大臣の命によつて三十二年の実績の八〇%に本年度の出炭を抑える、こういう指示をされた、こういうことがついておりました、それは三十二年の実績をどれだけとふんでおられて、八〇%が何千万トンになるのか、これは局長の方からお答え願います。

○政府委員(樋詰誠明君) 御承知のように、今回、制限したいと思ひますのは一般炭についてだけでございまして、原料炭と、それから無煙燐石については制限外としておりますが、一応基準を考へております三十二年度の一般炭の出炭の実績は、四千二百八万九千トンということでございます。

それから、ただいま八〇%というお話がございましたが、大体、われわれといたしましては三十四年度の出炭の総数、原料炭を全部入れて四千八百萬、それから一般炭につきましては三千六百七十萬トン出させようということ、今指示の方法等考へておりますので、大体、これは八二、三%程度になると思ひます。

○阿具根登君 一般炭を含めて四千八百萬トンというのは、すでに一月前に業者間の中で決定されておるものと私は考へておる。

そうすると、一体、通産省は石炭業界の指示によつて、逆に動いておるようには私に考へるわけなんです。通産省自体が、総合エネルギー対策と現実の問題とを見比べて、これだけの出炭でなければだめなのだという指示をされたのならば私に考へるけれども、そうじゃなくて、逆に業者から指示されておる、こういうふうな考へておるわけですが、その点、どうですか。

○政府委員(樋詰誠明君) そういうことはございせん、われわれの方では、

は、来年度の総出炭額は四千八百萬トン程度ということに押えるということ、でなければ、来年度一ぱいかかつて、現在の過剰貯炭分を解消するのが、非常にむずかしい。従つて業界の方も四千八百萬トン程度に押えるように、一つ、どういふふうなすれば、最もスムーズに、そういう生産制限ができるかという点について検討をするというふうなことでございまして、

それに基きまして、一応大手の十八社で形成しております石炭協会の方は、いち早くいろいろ作業をして、独自の案を出した。それがたまたま八二・五%というふうなことになる、というふうなことでございまして、あと中小の方の見方は、どうするかといったようなこともございまして、先ほど申し上げましたように、われわれの大体の計算が八三%になるのじゃないかと思つております、中小を入れます。従いまして、大手が、そういうことをやつた。あるいは中小の方でも、生産制限をやろうとして、いろいろ話し合ひをしていられると申しますのは、われわれの方で生産制限の指示をいたしましたならば、できるだけすみやかに、その通り生産制限の実効が上がるように、ということを期待いたしまして、今まで内面指導をしておつた、その指導に基いて業界が、大体計算をしておるといふことでございまして、業界の方から出てきて、役所の方が追認したといふものではございせん。

○阿具根登君 そうすると、去年は五千四百萬トン、ことしは五千六百萬トンが総合燃料対策の政府のきめたワグだと私は思つておるのですが、そうすると三十五年度は、幾らになつておつたか。また今度四千八百萬トンにすれば、来年度の三月、年度末では平常貯炭になる、こういうことを言われておる。

そうすると三十五年度は、総合燃料対策のきめられた通りに石炭の需給がとれていくのかどうか、この点を一つ……
○政府委員(樋詰誠明君) 御承知のように石炭の長期計画では、四十二年に六千九百萬トンというものを長期計画の目標としてやつておるわけでございまして、三十三年度は五千六百萬トンというものが、年度の始めに、一応そういう数字があつたわけでございまして、先生御承知のように、正式には、石炭鉱業審議会で五千三百五十萬トンというものが、三十三年度の一応の実施計画だつたわけでございまして、それが不幸にして、異常豊水とか、あるいは鉱工業の伸びが、ことにエネルギー消費産業において不十分であつたといふようなことから、今のような非常に異常な貯炭を生じたために、今年度は実績といたしまして四千八百萬トン、まだ三月の集計ができていませんが、大体四千八百五十萬程度の数字に結局落ちつくのじゃないかというふうなことで、これは五百萬トンばかり計画より減つたわけでございまして。

ただ、出炭の能力として幾らあるかということにつきましては、現在でも大体需要があれば五千五百万トン程度は、一応掘り得る能力があるというふうに、われわれは考えております。それから、長期的に見ました場合には、開発銀行の金、あるいはその他民間金融機関からの融資、あるいは償却による自己投資というふうなもので、大体、四十二年の六千九百万トンというものを想定いたしました際に考えておりました。縦坑の開さくその他坑内構造の合理化、若返りといったような基本的な計画につきましては、それは、石炭不況のために、残念ながら一割程度、工事がスロー・ダウンをしておかれておる点がございますけれども、しかし、大もとにおいて、ただ、長期計画で定めておりました体質改善工事的なものについては、これは若干おくれしておるわけでございますが、着々として実施されていくということでございます。また、今後三十四年度につきましても、これは既定の方針に従ってやっていくというふうに考えておりますので、幸いにし、三十五年度に過剰貯炭が解消し、そして石炭の消費が、われわれは三十四年度におきまして、大体五千五百万トン程度の消費を考えておりますが、三十五年は、まだ計算いたしておりませんが、三十三年度が四千六百、三十四年度が五千百というふうなことでいきますと、やはりまあ五千五百万程度のあるいは消費が出るのじゃないか、こう思われますが、その程度の消費がありましても、需要がありましても、生産態勢には支障ないというだけの投資その他坑内構造の合理化ということは進め

ておるんでございまして、特に、今年度の不況が深刻だったために、今後のエネルギー需給計画等に悪影響をきたすというふうなことは、現在の段階ではないというふうに考慮いたしております。

○阿貝根登君 業者側では、石炭が一千万トン下つた場合には、七万人の整理をしなければならぬ。七万人の整理をすれば石炭に開連しておる人の整理はその十一倍、七十六万人の人が職を失う、そういうことをいわれておるわけでは。

そういたしますと、通常であつたならば、三十四年度は五千六百万トンの石炭を出すようにされておるわけですが、それだけの整備ができておるわけでは。それを四千八百万トン、八百万トン削る。そうして、それは来年の三月になれば、貯炭はそれで一応片づく。そうすると今度は、三十五年度は予定通りいくとすれば、そのときには、また人間をふやさなければならぬ。だから、政府の企画に沿うて合理化なり、機械化なりされて、そうして、それだけの出炭準備をしておつて、その石炭の需要によつて、そのクッションになるのは労働者である。労働者を減らしてみたり、あるいは多くしてみたり、そういうことに、結果としてなるわけなんです。

そういうところが、どこにあるか、たとえば官庁その他は、いかに赤字があつても、税金の上にあぐらをかいているから、そういうことあらへん、こういうことは、政府の企画でやつていって、石炭が余るようになってくれれば、人間を減らすし、多く要するようになる。だから、一つも

安定しない。大臣の問題について、どういふふうにお考えでしょうか。八百万トン減らすということになれば、おそろく、最近も官切り問題が出ておりましたが、業者としては、人をやめてもらわなければ、コストは下りません、採算取れません、こういうことを言うに違ひないと思ふ。そうしてその時期々によつて、人をふやして減らしてやつてみたり、今までやつてきたことを今後も繰り返して、いくならば、労使間の対立というものは、より以上私は険しいものになってくるのじゃないか、こういうふうに思ふのですが、どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(高橋達之助君) 私はせんじ詰ると、石炭問題の解決は、やはりそういう点に帰着するだろうと思ひますが、政府といたしまして、できるだけ計画を正確において、その正確な計画によつて、急にふやすことも、また減らすこともない、その計画を実行に移すように、政府と業者間で、よく打ち合せをして、そうしてその数量をきめなければならぬ、こう思ふわけでありまして。

そういたしましたも、現に昨年のごとき、ああいつたような非常な大きな貯炭が起るということは、これは政府もその責任の一部を負担いたしますが、業者自身にも、やはりこういうことは事業を経営する上においては、心に置いていかなきゃならぬ、石炭業界全体において考えていかなければならぬと思ひますから、その全体において、このしわ寄せだけを、全部百万トン切れば、ここに七千人の失業者が出る。それだけを全部業者にもつていく

ということではできないことではありますけれども、初めから、かりに減炭をしたところで、それだけの人を切るということは考えないでいこうじゃないか。こういう方針で進んでおるわけなんです。ございまして、しかし、実際問題として、起つてくる問題でありますから、そこで、できるだけこの一方におきましては、計画の変更をされたことを、どういふふうに調節するかということのために、あるいは輸入エネルギーをある程度において切るとか、あるいは貯炭を消費者によつてしてもらふとかいうことにして、できるだけこの出炭の増減をしないように一方で考えていきますと同時に、これによつて起つてきたところの失業者というものは、業者自身において配置転換なり、あるいは坑内の整備等について、これを収容してもらひ、その上に、かつ起つたものにつきましては、これは石炭だけで解決すべき問題じゃないから、政府全体といたしまして、あるいは建設省、あるいは農林省、あるいははむろん通産省もですが、政府全体として、この失業者は、どういふふうに取り扱うかという方針をもつて進んでいきたいと存じておりますが、いずれにいたしましても、石炭鉱業が、他の産業と違つて、一ぺんに急に生産をふやすということもできない、また急に生産を落すといへば、そういう結果になるのでありますから、どういふ結果になるのではありませんか、何としても正確さを期すということは、これは何としても絶対今後の計画、出炭計画を正確に近いものを出すというところが絶対の問題だと、こう

存じておるわけなんです。同時に、この計画を、出炭に対しては、できるだけ能率を増進して、平時必要な従業員の数、そうたくさんでなくて能率をあげていくというふうな方針も講じていくというふうな方法をもつていきたいと存じておるわけなんです。出炭量が非常に大きな数にならない限りにおいては、現在石炭鉱業に従事しておる人たちが、当然、過剰になるということになりますので、その問題も取り上げて、一緒に、この石炭の根本問題として解決していく必要があると、こう存じておるのであります。

要するに、私が考えておりますことは、今日の石炭産業というものを冷静に観察いたしますと、いかに労務対策を講じることが、私は石炭鉱業の一番重大なところだと存じておる次第でございます。

○阿貝根登君 私は、基本をどこに置くかという問題なんです。どこに根を置いてやつていけるかという問題だと私は思ふのです。

総合エネルギー対策のこれを見てみますと、これだけのエネルギーを使つて、消費しております。これだけのエネルギーをですね、そうした場合には、国内産業に重点を置いていくならば、国内産業の石炭の出炭量を抑えるというよりも、外国から入ってくるものを規制していく方が、これは、私は政治のあり方だと思ふのです。ところがそれをやつていない。実際、それは石油産業が発達したと言われるから、燃料だけに重油を使つておられると、昭和三十一年度は八百万トンです。重油

三十一年度は八百万トンです。重油

ておる。それ以外は、各産業が非常に小さな量ずつ、ぼつぼつと全産業で五十万キロばかりふえておるといふ格好でございまして、特に、この中には農林関係もございまして、運輸業その他一般民生といったようなものも含んでおるわけでございますが、これは、ポイラー規制法でポイラーの新設ということ、これは一応禁止いたしておるわけでございますが、しかしポイラー、石炭と石油と併用できるといったようなポイラーにつきましては、そのときの価格関係で、石炭の方が非常に割高であるというときには、どうしても、割安な石油の方に移りがちだといふようなことから、これは設備そのものは、できるだけ押えてもおりますし、それからまた、重油の量そのものも、これは全体としては押えておるわけでございますが、そういう全体を押えまして、需給の関係等で、われわれが特殊の炉用に考えておったといったようなものを、非常に高い値段でボ

イラーに引つ張つてきたというような場合には、これは取り締りの方法がないという事で、われわれといたしましては、現在の法規等をもつてしては、取り締り得る最大限の取り締りをして、ポイラー用の油は押えるという方針をとつて参りましたし、また今度も、とつてきておりますが、今までの程度の方という事は、これは、現行の法規のもとではやむを得ないと、こう考えた次第でございます。

なお、三十四年度につきましては、これはまた、公益事業関係の新鋭火力等がございまして、相当大幅にふえておりますが、鉱工業関係では、今までの実績程度の、一年間に三十万キロ程度は、これはふえるのじゃないかという事で、鉱工業関係では、二百三十万キロ程度の石油をたぐということ、外貨の編成をいたしております。

○阿具根登君　そこで、大臣にお尋ねしますが、重油と石炭と競合すると、これが競争するならば、これは、当然重油が勝つことはわかつておるので、特に今、世界的に重油と石炭の競合が行われておる。そうすれば、そのしわ寄せが日本に来ることはわかつておるので、しかも資本主義国家のあり方として、市場を獲得するために、おそく運賃等も相当安くなるでしようし、現在船腹が相当余つておるから、安い運賃で重油が入つてくると思ふのです。

そうすると、今の局長のお話では、安いものに食いつくから、今の法律では、どうにもならないというなら、日本の産業はつぶれてしまふ。しかも市場は、それで獲得してしまつたならば、重油を使うような施設にしてしまつたならば、今度は、運賃が高くなろうが、あるいは重油をストックされようが、石炭に、おそれと切りかえることができない。また石炭も、そうなたたからおいそれと出してくれと、そんなことはできないことは御承知の通りでございます。

そうするならば、何かで、ここにちゃんと、その対策を立てておかなければできない。いわゆる日本の商品が、外国に行く場合に、安いから安いからといって、アメリカや英国から、相当叩かれておる。多額の関税をかけられておる、日本に対しては、これに対しては、日本に調整しようとしておるから、それは相当情実があるかもしれない。現実には知りませんが、私にはあると思ふ。また、あるいは安いかとあるようにあります。そういたしますと、とも、じゃないが、国内産業といふものは、立つていかない。――ならば、なぜ関税や何かの処置をお考えにならないのか。こういうことが、一応考えられると思ふますが、これに對して、どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(高橋蔵之助君)　御承知のこと、三十一年度に急速に油がふえたといふことは、これは国際的な油の価格が安くなつた上に運賃が安くなつたといふことも、もちろんその理由でございまして、消費者の側からいへば、石炭の産地はともかくも、名古屋、東京等においては、油一カローリが九十八銭だといふならば、石炭が、元来は、これは、もつと安くなければならぬと、こういうわけでありまして、石炭も、やはり九十八銭くらいだということになれば、油を使へば、メリツトがあるわけでありまして、一割なり二割なり安く上るわけでありまして、自然と、これは油に食われていくと、こういうことは、これはもう当然だと思ふ。

従ひまして、油の原価を、もつと高くして石炭を保護する、言葉をかえて申せば、関税によつて押えるというこの御意見のようにも押承いたしますが、これは一方、国際競争を持つていきます上におきましては、これは、その単純に、これを実行できない点もありまして、その点は、よほど全面的にやり直して考えなければならぬ。その意味から申しまして、どうして、やはり問題は、石炭の原価をどうして下げるかといふことが、今日石炭業界に課せられた一番重要な問題だと思ひまして、これを、できるだけ下げていくという方針を一方でとると同時に、それにしても、どうしても立つていかないものだというならば、これはまた、さらに石炭産業をどうして助けるかといふことの意味におきまして、外国から参りますエネルギー資源についての方針を一応考えていきたいと存じておりますが、ただ、今現在におきまして、政府の方針として、できただけ重油は使わせなという方針をとつておるので、この方針は変えないつもりでございますが、一歩進んで、そこまで進むかといふことは、今後、油の成り行きがどうなるかといふ問題であります。

で、私は、ある見方につきまして、今日の運賃が、このままであるか、あるいは原油が、どういふ程度であるかといふことはわかりませんが、現在の

あるわけでありまして、一割なり二割なり安く上るわけでありまして、自然と、これは油に食われていくと、こういうことは、これはもう当然だと思ふ。

ヨーロッパの形勢、アメリカの形勢等から見まして、これはやはり重油と石炭という問題は、今後非常に残される大きな問題として、今後、値段をどうやるかといふことは、大きな問題だと存じておる。この点は、よくにらみ合せて、国際的競争に打ち勝つためには、どういふふうにするかと、その対策等を考慮して、今後、政策を立てていきたいと存じております。

○阿具根登君　ポイラー規制法といつておられますけれども、ポイラー規制法は、ほとんど死文にひとしいので、ほとんど重油燃焼のポイラーができておるのは事実です。だから石炭が、ほとんど重油にかわつてきておるのも、私もよく承知をしております。だから、ポイラー規制法といふのは、もう死文化している。その通りです。死文化している。どこで規制されて、どういふことをやられたか、例をあげていただければ、私は反駁いたしますが、これは、ほとんど適用されておらない。

それから、一番私が心配いたしますのは、日本に、重油源があるならば、それは日本の国内産業だから、いいと私は思ふのです。ところが、今は、確かに安い。しかし、これは世界の経済によつて、自由に、高くもなり低くもなることなんです。そうした場合に、基礎産業である、経済の基盤である燃料が、外国の経済によつて、日本が左右されるというならば、日本の経済といふものは、成り立たないと私は思ふのです。だから、まずこの世界の経済にそれは左右されるのは、当然だけれども、それによつて、すべてが牛耳られるということになつてくるなら

ば、これは、日本の国内産業なんといふものは、考えられもせんし、今、重油が安いからといつておつても、二年先、一年先に、あるいはヨーロッパで、どういふ動乱が起るかわかりません。アメリカが、どういふ政策をとるかわからない。それによつて、自由に日本の産業が動かされると、こういうことがあるならば、やはり大所高所から眺めてみて、外国に依存する度合いといふものは、きわめて少くしておかなければならない。これが第一だと思ふのです。それが第一。そのためには、じゃどうするかといふ考えを一つ持つてもらわなければならぬ。

それから、もう一つは、石炭が高い。これは、確かにわかる。確かに石炭は、重油と比べた場合に、同じカロリ一当り九十八銭とすれば、それは、重油を使つた方が場所も要らないし、人手も要らないし、それは確かに、いいことはわかるのです。

しかし、そうするならば、これはまた、国内産業という面から非常に悪い。じゃ、それでは、石炭の炭価を政府が考えられておるように、急に下げると、これは、非常に困難な問題であらうと、かように思ふわけなんです。そうしますと、置かれておる石炭業といふものを考えてみる場合に、これは、私の持論になりますが、私企業としての、こういう原始的な産業は、限界に達しておるのじゃないか、いつまでも政府が野放しにして、これを私企業にまかしておるから、だから、こういう問題が、いつまでも続くのだ、諸外国の石炭事情を調べてもらひな

い。これは、日本の国内産業なんといふものは、考えられもせんし、今、重油が安いからといつておつても、二年先、一年先に、あるいはヨーロッパで、どういふ動乱が起るかわかりません。アメリカが、どういふ政策をとるかわからない。それによつて、自由に日本の産業が動かされると、こういうことがあるならば、やはり大所高所から眺めてみて、外国に依存する度合いといふものは、きわめて少くしておかなければならない。これが第一だと思ふのです。それが第一。そのためには、じゃどうするかといふ考えを一つ持つてもらわなければならぬ。

それから、もう一つは、石炭が高い。これは、確かにわかる。確かに石炭は、重油と比べた場合に、同じカロリ一当り九十八銭とすれば、それは、重油を使つた方が場所も要らないし、人手も要らないし、それは確かに、いいことはわかるのです。

しかし、そうするならば、これはまた、国内産業という面から非常に悪い。じゃ、それでは、石炭の炭価を政府が考えられておるように、急に下げると、これは、非常に困難な問題であらうと、かように思ふわけなんです。そうしますと、置かれておる石炭業といふものを考えてみる場合に、これは、私の持論になりますが、私企業としての、こういう原始的な産業は、限界に達しておるのじゃないか、いつまでも政府が野放しにして、これを私企業にまかしておるから、だから、こういう問題が、いつまでも続くのだ、諸外国の石炭事情を調べてもらひな

い。これは、日本の国内産業なんといふものは、考えられもせんし、今、重油が安いからといつておつても、二年先、一年先に、あるいはヨーロッパで、どういふ動乱が起るかわかりません。アメリカが、どういふ政策をとるかわからない。それによつて、自由に日本の産業が動かされると、こういうことがあるならば、やはり大所高所から眺めてみて、外国に依存する度合いといふものは、きわめて少くしておかなければならない。これが第一だと思ふのです。それが第一。そのためには、じゃどうするかといふ考えを一つ持つてもらわなければならぬ。

それから、もう一つは、石炭が高い。これは、確かにわかる。確かに石炭は、重油と比べた場合に、同じカロリ一当り九十八銭とすれば、それは、重油を使つた方が場所も要らないし、人手も要らないし、それは確かに、いいことはわかるのです。

しかし、そうするならば、これはまた、国内産業という面から非常に悪い。じゃ、それでは、石炭の炭価を政府が考えられておるように、急に下げると、これは、非常に困難な問題であらうと、かように思ふわけなんです。そうしますと、置かれておる石炭業といふものを考えてみる場合に、これは、私の持論になりますが、私企業としての、こういう原始的な産業は、限界に達しておるのじゃないか、いつまでも政府が野放しにして、これを私企業にまかしておるから、だから、こういう問題が、いつまでも続くのだ、諸外国の石炭事情を調べてもらひな

れば、何かの形で、ほとんど政府の規制がされておる。それは、英国においては、これは国管です。フランスにおいても、それに実に似ておる。またドイツにおいても、これは、私企業じやあるけれども、非常な政治的な力を加えられておる。最近も聞いたところでは、ドイツでも、無給休暇を与えなければならぬほど石炭が余つてきた。ところが、組合と労働大臣と経済大臣と話し合つて、そうして国内産業が大切だといふことで、アメリカから取りよけておつた石炭を切つてしまつた。そうして、政府が違約金を払つたと、そうして国内産業を守つたと、こういうことがいわれておる。日本はその逆で、きよう発表になりました石炭指示でも、それは、休暇をふやす、残業を削る、配置転換をする、こういうことがはつきり出てきておる。そういうことと、外国のやり方と日本のやり方というものは、全く反対をいつておる。日本は、逆コースだ、こういうふうに考へるわけだ。

特に、日本では労働力が余つておる。ドイツでは余つておらないから、わざわざ日本から百六十人もの人が、石炭産業に従事しておる。そういうところからさへ、外国から来ておる人たちでさえ、給料が安くならないように、生活が圧迫されないように、外国に対しては、不義理するけれども、国内産業は守つておる。日本は、あり余つた労働力を持ちながら、その労働力を切らうとしておる。これは、やはり野放しにされておる私は原始的な産業のあり方に対して、もつと政府が考へ方を變えなければならぬ時期が来ておるのぢやないか。こう思います

が、これは、どうですか。
○國務大臣(高橋達之助君) 終局的に、どうしてもやらなければならぬ場合は、そこに持つていくべきだと思ひますが、現在の日本の石炭産出が、ドイツやフランスと同様にいつておるか、どういふ、いわば現在の鉱区においても、相当、将来において発展性のある鉱区が、そのまま捨てられておる。そうして、掘り尽してしまつた不良炭鉱にかじりついておるといふところに、日本の石炭産出の一つの大きなギャップがある、この私は思ひますが、これを、もつと合理的に經營していく必要がある。私は、よく存じませんが、フランスの出炭量は、日本の出炭量とほぼ同様でございますが、鉱区の数は、百五十個くらいしかないといふことも聞いておるわけでございます。そういう点から考へますれば、日本全体からしては、この石炭産出は、もう少し国内で合理化していく必要があるといふふうに存するわけでありま。

○阿貝根登君 鉱区の整理といふことは、大臣が今言われたのに対して、私は賛成ですが、いつも、局長からもその話を聞きますが、一応、いつごろの目標を定めておるか。埋蔵量は二百一億八千三百万トン日本にはございまして、今のままでいけば、四百年間十分掘れる石炭が日本にはございまして、それを、ほとんど一尺ぐらゐの石炭を掘つておる、四千カロリーぐらゐの石炭を掘つておるといふのが現状ですから、だからやはりフランスのようになり、そういう小さいのはやめてもらつて、有望な大きいのを掘るのだといふことはわかります。

ただ、これはかけ声だけでは、いつになるかわかりませんので、いつごろこれをやろう、いわゆる鉱業法を變へようと思つておられるか、一つお答えを願ひたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 私は、昨年通産大臣に就任いたしましたして、第一に考えたのは、どうも鉱区の整理が必要だ。これは、いろいろ起ります災害事件等をおかすのみならず、こういうものは、古いものをなぜやつておるのかといふことを考へまして、この鉱業法の改正こそ、一日も早くやらなければならぬといふので、昨年さつそく、これに従事いたしましたして、調査機關を作つておるわけでありまして、何しろ、政府のやることは、きわめてのろのろしておりますので、この点だけは、一日も早く実行に移して、来年の議會までは、必ず出して実行に移したい、こう存じておるのでござい。

○阿貝根登君 それでは局長に、合理化法案の一部改正について、お尋ねいたしますが、これでは百万トンをさらに買い上げて、現在まで三百三十万トンであつたのを四百三十万トンにする、三十五年を六年まで延ばす、こういうことですが、一方に不良炭鉱を買い上げておいて、すぐその隣には、ちやんと穴をあけて掘つておられるといふのが現状です。そうすると、業者は不良炭鉱になつたのを政府に、事業団に買い上げてもらつて、それで借金で、隣にはまた小さい炭鉱に穴をあけておられる。何年かたてば、またお買い上げを願ひます、また穴を掘つておられる、これじゃ、何のための合理化法

案かわかりませんが、それに対して、どういふお考えですか。

○政府委員(樋口誠明君) 今、新規坑区の開設のお話があつたわけでございますが、これにつきましては、大体現在の能率は、御承知のように約十四トン台でございます。それを二十七トン以上の能率といふものが發揮できる非常に高効率のものに限つて、新鉱の開設を認めることにいたしておるわけでございます。

これは、御承知のように石炭は、掘つていけばだんだんなくなつていく一回限りのもので、次々に新しいところを手をつけなければならぬ、そういうことでございまして、今買い上げておりますのは、平均いたしまして、大体十トン以下の能率、非常に非効率炭鉱でございます。これを、できるだけ買ひつぶすといふことで早く消滅させると同時に、新鉱につきましては、現在の平均の能率の倍程度の高効率のものだけ認めるということによつて、将来の石炭産出が、非常に効率化されて、コストの安くなるものに限つて、たまたま、場所的には近いところがあるかも知れませんが、御承知のように新規に開かれるものは、買い上げは九州に多くて、新規にできるのはむしろ北海道に多いといふことが大勢になつておりました、われわれ、現在認めておりますのは、将来の石炭を、もつとも効率化された石炭企業の構成にふさわしいという資格のあるものだけやりたい、こう思つております。

ただ、そうかといつて、直ぐ今出炭されて、そして、間もなく終掘するといつたようなあふくのようなあれで、たまたま、能率は非常に上るけれども、こういうものについては、これは、今先生御指摘のように、この石炭の不況の際に、そういうところに出炭させるのは、必ずしも望ましくないといふことは御指摘の通りでありますので、これにつきましては、われわれ、それぞれの通産局に連絡いたしまして、できるだけそういう炭鉱は出てきても許可しないように、一つ、こういう際だからとにかく遠慮してくれと言つて、お引き取り願ひようといふ指導をいたしております。

○阿貝根登君 北海道の方はわかりませんが、九州で買い上げになつた炭鉱の業種は、さらに申請をされて許可になつておるところがあつたならば、お知らせ願ひたい、それが何トン出てゐるか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(樋口誠明君) はなはだ申しわけございませんが、手元の資料に、どの程度のものがあつたかといふことを持ち合はせておりませんので、後ほど、資料で差し上げたいと思つておりますが、若干はあつたといふことによりてございまして、しかし、その数字といふものは、ごく微々たるもので、ほとんど大した数字じゃないといふことでござい。詳細は、あとから書類で差し上げます。

○阿貝根登君 衆議院の方で付帯決議がついておりますが、恐らく付帯決議の趣旨を尊重するといふことが、大臣から言われておると私は思ひます。そういういたしますと、需給調整機構を確立せよといふことがありますが、これに対して、どういふ計画をお持ちになつておるか、それから石炭産出離職者対策協議会を設置せよ、こういうこと

になつておりますが、これに対する構想を、どう考えておられるか、まあ、一応、この二つであります。

○政府委員(補説説明書) 第一のお話の需給調整機構の確立、これにつきましては、われわれ、先ほど大臣のお話にございました鉱区の総合、調整というようなこととあわせて、地下資源であつて、非常に弾力性の乏しい石炭については、何らかのプール機関を設ける必要があるのではないかということ、これは、われわれもかねがね痛感いたしておるところでございますので、この点につきましては、できるだけすみやかに、こういう付帯決議の線に沿つたような機構ができるようにしております。

ただ、これにつきましては、いろいろこういう需給調整機関で、たとえば貯炭を買い上げるといふようなことと、それから生産制限との関係でありますとか、あるいはそこへ買い上げるといつたような場合の資金の問題でございますので、それらの技術的の点につきまして、目下できるだけ早く、解明するものは解明し、解決していきたいということ、努力いたしておりますので、いましばらく時間をかしていただきますと、こう思つております。

り内閣にあるわけでございしますが、労務対策連絡協議会という、各省の関係者からなる協議会がございます。実は昨日も、駐留軍関係離職者といつたようなものを中心としたしまして話し合つたわけでございしますが、中央につきましては、この現在ございします内閣の審議室並びに企画庁が中心で、各省を集めて主催しております二つの審議会並びに連絡協議会、これを活用することが、一番手つとり早いのではないかというところで、今後とも、この機関で、特に、この前の閣議了解になりましたときに、北九州あたりの石炭問題が、決して、ただの不況問題ではなく、むしろ構造的な問題であるので、これは、今後雇用審議会の最も重点的な議題として取り上げるべきだといふことが、この法案を出します際の閣議了解で確認されておりますので、われわれといたしましては、この雇用審議会と労対連、この二つを活用するということ、できるだけ総合的な石炭離職者対策が確立されるようにやつていきたいと考えております。

なお、地方につきましては、これは、関係官庁の出先並びに地方庁といふものが協同して、地方の石炭鉱業離職者対策協議会といふものを作るといふことになつておりました、たとえば福岡県等につきましても、とりあえず福岡県庁に幹事役をさせるというところに、関係各省全部、出先機関がそれに協力するといふ格好で、具体的な問題を処理していこうじゃないかということになつておりました、近々この法律が、こゝで通過されていただきますと、施行になりましたならば、間もなく、そういう協議会が正式に発足する運びになるという格好になつております。

○阿貝根登君 三十年に合理化法できたときに、ちよどそういう御説明をお聞きいたしました。また、そのために、わざわざ鉄道を敷いて、その鉄道に使用する労働者は、炭鉱の失業者を雇うのだといふことまではつきり西田大臣から、こゝで御説明をいただきましたけれども、事実は、一つも使つていただかなかつた。ほとんど、学校に行くにしても、義務教育の学校にさえ行けない、弁当も持たずに行かないといふのが、この失業者の現実でございます。そういう内閣の雇用審議会等、これを片づけ得るのだつたら、五十何万人もあつた失業者は、とらに片づいておるはずなんだ。そういうなまぬるなことでは、とても、私はこの出てくる失業者に対する対策といふものは立たないと、かように思つております。

特に、駐留軍の問題も出ましたが、駐留軍にも、あれだけのことを考えておられなくても、まだ駐留軍の離職者の半数にも満たない人が、やつと職安局の窓口を通つておるといふような現状でございますので、もっと重点的に一つやつていただきたい、かように思つております。

それから、離職労働者の退職金について、これも三十年に、私買問申し上げたと思つておるのですが、今ここに、そのときの議事録を持っておりますから、そのときの、たしか私の記憶に残つておりますのは、退職金の定めのある人は、もちろんのことであるが、退職金の定めのない人もあるから、だから三十日分の離職手当を出すのだと、こういうようなお話を承わつておつたのですが、法律には、そうならぬといふし、これは、法律の面からでなくて、そういうことについては、十分御勘案願ふものと思つておりました。ところが、法律の通りで、いわゆる賃金の未払いに対しては、代位弁済をやつていただいておりますのでございしますが、退職金については、その適用が全くなされておらない。そういうわけで、一部の炭鉱には、未払い賃金はないけれども、退職金の協定はなされておる。しかし、そういうところには、これが合理化法によつて買上げられる場合に、その退職金をもらふことができない、こういうことになつておるわけなんです、これに対して、どういふようなお考えをお持ちになつておるか、局長にお尋ねいたします。

○政府委員(補説説明書) 未払い賃金につきましては、御承知の通り、民法自体にも、雇人の給料の先取特権は、最後の六カ月間の給料について存在するといふことがありまして、賃金についてだけは、先取特権が民法に規定されておるわけでございます。一般的に会社が破産したといつたような場合には、国税徴収法とか、あるいは民法等におきまして、大体、どういふ順序で債務を弁済していくかということがきまつておるわけでございます。

そこで、普通の順序から申しますと、一般の未払い賃金というものは、担保権等に比べて、相当おくれた取扱いを受けざるを得ないのでございします。これでは、その炭鉱が整備にかかつて買上げられて、しかも未払い賃金があるというふうな方は気の毒だ

といふことから、現行法は、一応関係各省の了解を得まして、そして炭鉱が、もしそのまゝつぶれたとすれば、このくらいにしか売れなかつたであろうといふもの、それは一応一般の原則通りでやると、ところが、たまたまこの際、普通ならば、だれも買つてくれないような炭鉱を事業団が買ひ上げるというこのために、いろいろ、普通なら無価値のものまで評価してくれ、それによつて出てくる差額というもの、これについては、この法律がなければ、国にしても、あるいは地方にしても、租税公課の未払い分を先に取るのだといつても、つぶれたのでは取れない、たまたま事業団が買ひから、こういうことになつたのだといふことで、そういう分につきましては、関係各省の了解を得た上で、未払い賃金六カ月分までは、一つ先取りするぞ、そして、その残りをその他の債権でお分けなさいといふようにやつておる。これは、先生、御指摘の通りでございます。

ただ、そのときに、退職金まで、それと同じようにやるかどうかといふこととでございますが、現行の規定では、今御指摘のように、退職金は同じ取扱ひを受けないといふことになつております。

ただ、われわれといたしましては、衆議院でも、この点について、いろいろ御議論がございまして、衆議院の付帯決議でも、離職労働者の退職金については、未払い賃金に準じ、事業団の炭鉱買収財源から弁済を受けられるように措置するようにといふような付帯決議をいただいておりますので、われわれといたしましては、この退職金に

と、だから三十日分の離職手当を出すのだと、こういうようなお話を承わつておつたのですが、法律には、そうならぬといふし、これは、法律の面からでなくて、そういうことについては、十分御勘案願ふものと思つておりました。ところが、法律の通りで、いわゆる賃金の未払いに対しては、代位弁済をやつていただいておりますのでございしますが、退職金については、その適用が全くなされておらない。そういうわけで、一部の炭鉱には、未払い賃金はないけれども、退職金の協定はなされておる。しかし、そういうところには、これが合理化法によつて買上げられる場合に、その退職金をもらふことができない、こういうことになつておるわけなんです、これに対して、どういふようなお考えをお持ちになつておるか、局長にお尋ねいたします。

○政府委員(補説説明書) 未払い賃金につきましては、御承知の通り、民法自体にも、雇人の給料の先取特権は、最後の六カ月間の給料について存在するといふことがありまして、賃金についてだけは、先取特権が民法に規定されておるわけでございます。一般的に会社が破産したといつたような場合には、国税徴収法とか、あるいは民法等におきまして、大体、どういふ順序で債務を弁済していくかということがきまつておるわけでございます。

ン凍結するといふのであれば、これは大手だけの問題であり、部分的ではあるけれども、とにかく百万トンものを一応市場から隔離することにすれば、それだけ環境を圧迫する材料がなくなるという点においてはメリットがあるもので、これはこれで一応応援することにして、しっかり育成しようじゃないか。しかし、これだけでは不十分であるから、今申し上げたようなことを大臣から御指示いただきまして、そういう点について、少し省内で考えてみたらどうかというように、私は御指示いただいたわけでございまして、それからこの前、先生からここで御説明いただきまして、先生からここで御説明いただきまして、事業団を中心にする、そして通産大臣の直接の指示に基いて買入れ、あるいは売り渡しをやるというたような案というように、これも全部総合いたしましたとして、どういふふうにやれば、最も非弾力的なる石炭鉱業が、ほかの産業にも迷惑かけず、また自分自身の力もむしろ強めるという意味で、活用できる機関になり得るかというのを今検討しておるわけでございまして、ただ、その際一番問題になりますのは、せっかくこれを作っても、これが貯炭を政府なり、あるいはそういう機関で買い上げてやっただけ、みんなが安心して増産されたのでは意味がない、従つて、これは社会党の提案理由にありますように、片方で、どうやって生産制限をしつかり守らせるかということについての具体的方法といふことの検討も当然しなければいかぬ。それからまた実際問題として、石炭が不況等になつて困る、

貯炭をもてあます会社は大体きまつておるわけだ。いい会社はほとんど手助けなしにどんなことでもやって困る。そういうことで、貯炭ができて困るところは大体きまつておる。そういうところの炭を買入る場合には、これは必ずどこまで買つてやるというワケまで設けると、逆にそこまでの増産を認めたことになるし、といつて、買わなければそこはつぶれることになるかもしれないし、そこがかね合ひをどうするかというふうな技術的な問題もございしますし、さらに先ほど御指摘のございました資金運用部から取りあえず金を借りてやつたらどうかというお話につきましても、今の当面の問題では、これは三億とか五億とかいう程度の金なら、確かに現在の資金運用部からでも取りあえず一つ貸してくれということも、これはできるだろうと、こう思いますが、しかし、これが五十億、百億といった金になりますと、大体ここの資金運用部の運用計画というものはほとんど新年度早々できまつたばかりというふうなことでございまして、なかなかこれだけの膨大な金が出る余裕は今のところすぐはみつからないといつたような点もございしますので、そういう取りあえずの財源と申しますか、借りてくる借入先をどうやって選定して、どこを金を使うかといつたような問題等につきましても、あわせて検討する必要があるのじやないかといふことから、それらのいろいろな技術的な面、資金源という面、あるいはその性格の面といふような、あらゆる方面から総合的に検討いたしましたし、できるだけ早く結論を出すようにしたいといふふうに現在考えておるわけでございます。

○阿貝根登君 予算がきまつた現在九十億の金が右から左に出るといふことは私もそれは考えられない。しかし考へ方なんです。石炭に対してはどういうお考えをお持ちですか、われわれの考え方はこうだと、ところが資金源がどうだこうだとおっしゃるけれども、石炭とは違ひますけれども、それじゃ化粧品が出てきて、生糸がこれだけ余つたならばどうするかという場合には、三百数十億の金が出ておるわけですから、そして政府としてはちゃんとそれだけのことはやつておられるわけですか。石炭に対して生糸のようにして下さいといつておられるわけじゃないのです。これは資金運用部資金から借りて、しかも昭和四十二年までには返しますよといふやつもできないと、そういう考えでは石炭に対する対策は何も持っておられないと、こう言わざるを得ないので、それは生糸で農民の方々が非常に困る。一番困るのは仲買人の方々でしょう。それにこれも政府の施策によつて生糸を作らしたんだから、繭を作らしたんだから、それだけのことをやつておられるならば、石炭に対して事情は違ひだつたけれども、政府の指示によつて、そうして出してこれだけ余つてきた、その一部をしかもこれは利子をつけて返す金を借りて、そうしてこうしてやれといふことに対して、それがはつきり踏み切れないといふのは、私どもには考えられない。これに対してどういふ考えが出ておる、いわゆる資金運用部資金から金を借りてくれば、安い利子だから、これはありがたいのだといふ考え方が一

つ。それは統制の第一歩ではないかという考えが業者の中に出ておる。とすると、これは業者の考えは、新昭和石炭株式会社といふのは、私が言うように、これは値段のつり上げの調整になつてしまふのだ、それじゃそんなものは要らなくなつて、皆さんがおっしゃる通りに、来年の三月には貯炭は正常になるのです。一年の間にそうする必要はない。これはこれでできた以上一年でつぶれないと思ふのですよ。つぶれないといふことは、これは石炭の価格調整にこれは残つていくのだ、かえつて危険きわまりないものだと思ふわけなんです。そういうものを野放しにするよりも、政府がここで手をぬらしてこういう石炭対策を立てなければ、石炭の値段を下げる下げるとおっしゃつても、決して下げることはない。おそらく業者の方がこわいののは、大臣の指示によつてこの価格をきめられるのと、それから出炭をもつと規制されるのが一番こわいのじやないかと、こう思ふのです。しかし、そうすることは石炭業界を助けることであつて、今の貯炭をかかえておる今日、こういう政策をとらなければ、私は大臣が考えておられるようにはないと思ふのです。

それからもう一つの中で私どもが出しておりますのは石炭を燃料だけに、そのまゝの燃料で使うのは、これは長い目で見た場合非常にむだなことではなからうか、こういうふうに考えるわけなんです。そういうしますと、これは何にまず化学的に使つかうかといふことになつてきて、一番早いのは、これは完全ガス化したならば、わざわざ高い運賃をかけて灰になるその灰までまぜたやつを持つてくるよりも、ガス化した方がいいのではないか、これはだれでも考えて、相当会社でも研究しておるようでありまして、採算に合わないからほんとうの研究になつておらない。ドイツの例を見ますと、都市にガス会社の大きなパイプが通つておる。その付近の炭鉱がこれをガス化して、パイプに入れる場合にガスとして売つておる。こういう実態よそでできておつて日本にできない理由はなにかいかな。しかし恒久的なことを考える場合には、個人の能力、財力ではなからうまいか、いかにいかに、そういうところまで一つ研究してやつたらどうか、こういう考え方、これは出しはおるわけなんです。大臣は経済問題は専門家で、さういふ考え方、悪いかどうか、いいとするならば、一つ今の間に合わないけれども、よしやりましよう、こういうお考えがあるかどうかお伺ひしたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 私は、現在の事業団の組織をさらにかえて、これを事業調整機関に持つていくということは、これは一つの十分検討を要するいい案だと私は思つておるわけなんです。今の新昭和石炭につきましても、これは今阿貝根さんのおっしゃるごとく、値段をつり上げる機関になつてしまつてあるいは危険だ、こういうふうなことも考えておりますが、あるいは場合によつては、その中に大きな消費者も入れる、中小炭鉱も入れるといふことを考えてくれば、これはそれを防ぐことができると思ふが、何かそういう団体がある程度利用していつて、それに対して政府は相当の発言力を持ち、それに価格のつり上げを

防止するとともに、極端に下つた石炭の価格を維持する、こういうふうにして持つていかなければならない。あるいは一部分の業者はそれを喜ばないかも知れませんが、これは喜ぶ、喜ばないにかかわらず、石炭価格を安定するためには、そこまで政府が入っていくべきだと信じております。その方法につきましては十分検討を加えたいと思ひます。

さらに石炭の高度化利用ということにつきましては、私どものしろうと考えていつも言つておりましたことは、石炭をそのまま燃料にするというふうなことはまずいじゃないか。これは五十年も十年もさきから私も言つておつたのでありますが、これをどの程度実現するかという点につきましては、これは幹部初め力を合せてその問題については十分検討を加えて、そうして外国の例等を調べてやつていく必要があると存じます。

○阿具根登君 新昭和石炭株式会社に中小炭鉱を入れるとか、鉄鋼業者を入れるとか、電力業者を入れるとか、これはできないです。これは新昭和石炭株式会社というのできて、そうして市中銀行から金を借りて自己資金でやるということになつてくるのに、消費者をそこに入れるとか、中小炭鉱から入れるというところは、それはできつたないです。そういうことをするということになれば、何か政府が金の世話をやるか、あるいは政府がその機構を作つてやるかしなければならぬわけですね。それが私の言つておるこの案なんです。だからこの合理化法案で整備事業団がちゃんとできておるのだから、これはみんなが認めた事業団であ

るから、この事業団にやらせるならば、これは業者の意見も入つておりましたし、消費者の意見も入つておりましたし、中小炭鉱業者の意見も入つておるわけなんです。そうすると、別にそういう機構を作つてやる必要もないし、作つてやるのであれば金融の一つなだけでもしてやらなければ、これはどうしても言うはやくしてでべきではない。

自分たちが金を心配してやる会社によつてから人間を入れてそれが受け入れるものですか。だからそういうものを勘案して、この事業団にさせたならば、もうすでにできておるのだから、権限を少し拡大してやるだけだ。人員を増してやるだけであつて、一番私は可能性のある近道だと思ふのです。

だからこれをなんとか一つ実現させてもらいたい、こう考えるのですがね。○國務大臣(高橋達之助君) 確かにたゞいまの阿具根さんの御意見は一番近道だと思ひます。これをどういふふう

に運営するか、どういふふうに入府に入るかというところは検討を要する点だと存じますけれども、新昭和石炭よりもその方が早いと私は確かに今日思つております。

○阿具根登君 それでは新昭和石炭株式会社の危険性もあるいは遠慮ももう十分おわかり下さつておるということでございますから、こういう不況期にあつて、労使間が毎年々々こういう闘争を続けておる今日でございますから、政府としても一つ思い切つて早急にこの案に踏み切つていただくように、あるいはこの案でまだ不満なところがあるならば、政府においてこういう抜本的な案を示していただきますよ

うに、特に御要望を申し上げまして私の質問を終わります。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいまの御意見で、私はこの石炭の基本的問題として十分検討を要する、また検討をいたしたいと思つております。

○阿部竹松君 今まで阿具根委員の質問に対して大臣からそれぞれ答弁がございましたが、実は前三年、石炭が調子がよくなるときは国会で問題にならぬで、調子が悪くなると今のような論争を繰り返し繰り返してやつておる。そのつど、そのつど考えましようというこ

とで、じゃんとして今日に至つて、昨年あたりまでは自民党さんが神武景氣を謳歌しておるものだから、それこれやこれ炭鉱経営者のしりをたたいて、五千二百万トンスか掘れないといふのを、いやいやこととしは五千四百

万トン必要だといふことで、大いに掘らせて、今度は石炭が余つたからといつて、けさの新聞を見ると二〇%のところに炭制限をやらなければならぬ、ほんとうかやそこをわかれぬけれども、二〇%の出炭制限をやるといふことがも

し事実だとすれば、石炭コストが二〇%高くなるのですから、これは天下の一大問題であつて、高橋さんは石炭価格が二〇%上るといふようなべらぼうなことは僕はやらせまいと信じておるのですが、たまたまことしの一月、本年の出炭の状況から、あるいは昨年度の景氣を考へて、経済企画庁にいろいろお尋ねをしておきました。が、企画庁の局長さん方お見えになつておつて、企画庁としては燃料対策委員会を作つて、この対策に当たるといふことでござ

いまして、その経過についてお尋ねをまずしたいと思ひます。

○政府委員(大來佐武郎君) 多分たゞいまの阿部先生の御質問はエネルギー部会の問題かと存じますが、経済審議会の中にエネルギー部会を設けてこの石炭、石油、その他エネルギーの総合的な問題を検討しようという話は前の三木長官のときから出ております。そ

の後現在の世耕長官のもとでも同様なお考えでございまして、事務当局もその具体化をやるようにといふふうな指示を受けておりました。実は先日、いろいろ関係方面に当りまして、ほぼ部会発足の段取りがつかまつて、明日、四月九日に経済審議会を開催いたしますので、その席上部会設置の了承を得まして、まあ部会長としては興銀の川北さん部会長にお願いするといふことを一応内定しておるのでございますが、その審議会の承認を得ました上で、で

きただけ早い機会に第一回の会合を開きたい、その審議会の内容といひましたし、このエネルギー、実は一昨年の経済計画、新長期経済計画がござい

ますが、大きな経済指標の動きとして合つておるわけでございますが、エネルギーの面についてはかなり問題がある、率直に申し上げて相当問題もござ

いますので、まあ第一に、その後の実績と計画で考えていた線とを檢討して見る、第一にまず最近の石炭事情その他エネルギー事情が景氣変動によるものであるかどうか、かなり、欧米等を見ましても、石炭過剰といふことが世界同時を同じうして出ておりますが、一体どの程度が景氣変動によるものか、つまり景氣が上昇に向へば解消し得る問題なのかどうか、第二にその施策によつてカバーできる面がどの程

度あるのか、第三に長期のエネルギー計画自体にある程度問題があるのかどうか、そういう三つ立場から検討してみようといふことになつておるわけでございます。それからもう一つはそういうふうな検討に基きまして、この総合的なエネルギーの問題のあり方をいひますか、大きな方向といふものを檢討して、大体一年間ぐらいの期間に一応の答申を出していただく、大体現在までの進行状況は以上の通りでございます。

○阿部竹松君 あなたにそういう御答弁を聞くためにお願いしたのじやないのです。少くとも半年前にそういう話をあなたともしましたし、長官も来ておつたし、官房長も来ておつたはずなんです。当時は今から六カ月前から始まつて、八百万トンぐらいの貯蔵のあるときから、やがて一千万トンになりますよと話をしましたところが、ある局長はせせら笑つておりました、そういうことはありませんと、僕はあなたがせせら笑つたと言ひませんけれども、僕ははつきり記憶があるので、そこが僕の予言が當つて一千万

トンを超えて今日に至つておる。六カ月前、世界的な状況がどうかいふことはあのときすでにわかつておつたはずですよ。そこで一体これをどうしますかとお尋ねしたところが、こういふわけの総合的なエネルギー対策燃料部会を持つてやりますと、その部会が一体大臣を網羅してやるものか、それともあなたの方の庁の中に設けるものか、それは検討して直ちに委員会にお知らせしますと、そういうことになつて、それから六カ月たちますよ。とにかくおもやに火がついてい

ので、ひさしに火がついているくらいじゃないんですよ。六カ月たつていないのに、あすから発足する。何といつても片方の通商産業省の方では二〇%の出炭制限をやるといつて、けさの新聞に出ておる。ほんとに、うそかわかりませんけれども、それはこれから大臣にお尋ねしますが、子供が死んでから注射をしたつてどうにもならぬ。何の病氣だろうかと診断を十分やるのもけつこうですが、それからじゃ手おくれじゃありませんか。何のために今まであなた方論争しておったかわかりぬ。まあ経済企画庁は手放しの樂觀者ばかりですから、あてにする僕らが悪いかもしれないけれども、それじゃあまり無責任ですよ。そういうことになりませんか。確かにあなたと六カ月前、あるいは三カ月前三度にわたつて話をしたはずなんです。今日に至つてまだこれから検討してやりますなどということは、無責任もはなはだしと思ふ。

○政府委員(大来佐武郎君) 事務的にはいろいろ準備いたしておりましたんですが、だんだんとその開設が実は国会中でもございましたので、スタートがおくれました。私どもの立場といたしましては、長期的な観点から問題を検討する、で、短期的な現在の行政的な問題はエネルギーの担当官庁でありまして通産省が直接当られるということでございますので、実はこのエネルギー部会を設けまして、すぐ直ちに現在の問題に対して結論が出るというところにはいきかねるかと思うのでございす。その設立が延び延びになりましてたことについては申しわけないわけでございますが、とにかく明日から審議

会にかける段取りまでは参つておりますので、その点御了承を願いたいと存するわけでございす。

○阿部竹松君 まあ幾らあなたを責めても、長官がきょう近畿地方へ出張なさつておるやうですから、僕はあなたに責任があるとは思ふから声を大にして言ひませうけれども、僕は全く無責任な者だと思ふんですよ。だめならだめだ、是非なら是非なら、結論を、六カ月にしようとするから、当然委員会に報告するという約束だつたのですから、今日この段階にならぬうちに当然お話があつてしかるべきだと思ふんですが、しかしそれはわれわれに連絡がなくても、その実施庁である通商産業省の石炭局で今度二〇%の出炭制限をやるといつて、こういう事態は御承知でしょうね。

○政府委員(大来佐武郎君) 私どもの方はまあ長期計画の立場でございすので、目前の措置についてはまだ直接打ち合せはいたしておりません。

○阿部竹松君 あなたの方では五カ年計画といふものがあつて、そうしてこういう答弁を長官がしたことがある。一カ年くらい、あるいは二カ年くらい、とにかくある場合においてはマイナスになつても、五カ年あるいは十カ年計画でやるんだから、その一つ一つの過渡的段階はこれはやむを得ない場合もある、こういうような答弁を長官がしたことがあるんです。これはもつともだと思ふ。しかしそのとき僕はこう言つた。その一年も二年も計画を立てることのできないような経済企画庁が、五年先、十年先がわかるということはおこがましい、これは悪い言葉ですが、そういう話をしたことがあ

るんですが、今日のこういう段階は、貯炭がふえて、とにかく東京湾へでも行つて投げなければならぬという段階は、これは当然なことなんです。これは過渡的な現象としてしからざる現象といふことになるんですが、経済企画庁のお見通しとしては。

○政府委員(大来佐武郎君) 長期計画の中にも、実は石炭鉱業といふもののがかなり景気変動に対して弱いといひます。景気変動に対して石炭需給の変動がかなり大幅であるので、まあできただけ安定をはかる措置を講ずることが、この計画達成の上の重要な条件であるといふことは実は計画の中にうたつておるわけでございす。それが現在のような幅に出てきておりますことは、長期計画の面から見て参りますと、必ずしも満足すべきことではないといふふうに思ふわけであります。先ほど申しましたように、やはり現在の情勢といふものは景気変動によるのか、あるいは対策でカバーし得る範囲であるのか、あるいは計画自体にある程度無理があつたのか、やはりこれは謙虚に振りかへつて検討してみなければならぬ事情にある、そういうふう

に考えておるわけでございす。

○阿部竹松君 それで結論はどうなんですか、今までのことはやむを得ないとして……それから今日この現状から脱却するにはとにかく岸内閣のですね、経済計画の企画立案をするあなたの方としては、これをどうなさるおつもりですか、この状態を脱却するため……だまつてこれは実施するのが通商産業省だからやむを得ませんという結論ですか。

○政府委員(大来佐武郎君) 現在の対策につきましては、私どもも仕事を分担しておりますが、私どもの方は長期計画作成といふことになつておりますので、大堀調整局長の方から答弁申し上げます。

○政府委員(大堀弘君) 石炭の問題につきましては、先ほど来、計画局長から申し述べましたように、長期的な基本的な問題と当面の問題、これはもちろん関係はございす。二つの問題がございまして、私ども当面の問題といひましては、昨年来、私ども通産省、特に石炭局と十分協議いたしまして、これに関連して換短の問題なり、あるいは貯炭の問題、資金の問題、これらにつきましてわれわれといたしましては、いろいろ金融機関でございすとか、関係の機関に対して、できるだけ協力を得ますように、企画庁として通産省の政策を支持すべくやつて参つたのであります。御承知のように非常に貯炭がたまりました。一昨年来、生産が非常に調整を欠きまして予想外に貯炭がたまったのでございす。また電力の事情等もございまして、石炭にとつて非常に遺憾な事態になつておるわけでございす。当面の対策としては、この際貯炭金融その他の方策についてできるだけの手を打つ。それから操短をできるだけやつていただく。長期の問題につきましては、私ども多少この際根本的に考えてみなければならぬ点があるのじゃないか、かように考えまして、エネルギー部会の方でこの問題と取り組んでいく、こういう考え方で参つております。

○阿部竹松君 大堀局長、そういう抽象的なことでなしに、現実の問題をどうするか、そのものずばりでお尋ねしたいわけなんです。そういう抽象的なことなんか、本を読むようなことを聞いたつて始まらない。あなたと何回もここでやつたのだけれども、さつぱり実にならない。現実のことをどうするかといふことをお尋ねしたいわけでありま

す。たとえばここで阿具根委員と大臣とあの石炭整備事業団をして何百万トンを買い上げるといつて話合ひも盛んに応酬されておつたが、これも一つの対策でしよう。しかし幾つかの対策があるでしよう。今参つておるやつをどうするか、それは電灯会社で使うでしよう、しかしことしなんかは雨が順調に降つておるから、そんなに膨大な火力電力に使うといふことはあまり期待できない。一体どうするか、それを具体的に一つ経済企画庁はどう考えておられるかといふことを聞きたい。私の方は経済企画庁のやりつぱなです。よといふ答弁でも仕方がない。

○阿具根委員 ちよつと関連して。今の企画庁に私はちよつと関連してお尋ねしたいのですけれども、昭和四十年度になつたら一億八千三十三万トンの総合エネルギーといふことになつておるわけですね、そうすると、三十三年度は幾らであつたのか。そして全部企画庁で考えられた通りに入つておるのかどうか、石炭だけが余つたのか、雨だけがふつたのか、重油は計画通り入つたのか、重油はどのくらい入つたのか、一つ数字をはつきり知らせて下さい。

○政府委員(大堀弘君) 当面の問題といたしましては、やはり貯炭の問題、それに対して資金の裏づけをするとい

ふんですが、今日のこういう段階は、貯炭がふえて、とにかく東京湾へでも行つて投げなければならぬという段階は、これは当然なことなんです。これは過渡的な現象としてしからざる現象といふことになるんですが、経済企画庁のお見通しとしては。

○政府委員(大来佐武郎君) 長期計画の中にも、実は石炭鉱業といふもののがかなり景気変動に対して弱いといひます。景気変動に対して石炭需給の変動がかなり大幅であるので、まあできただけ安定をはかる措置を講ずることが、この計画達成の上の重要な条件であるといふことは実は計画の中にうたつておるわけでございす。それが現在のような幅に出てきておりますことは、長期計画の面から見て参りますと、必ずしも満足すべきことではないといふふうに思ふわけであります。先ほど申しましたように、やはり現在の情勢といふものは景気変動によるのか、あるいは対策でカバーし得る範囲であるのか、あるいは計画自体にある程度無理があつたのか、やはりこれは謙虚に振りかへつて検討してみなければならぬ事情にある、そういうふう

に考えておるわけでございす。

○阿部竹松君 それで結論はどうなんですか、今までのことはやむを得ないとして……それから今日この現状から脱却するにはとにかく岸内閣のですね、経済計画の企画立案をするあなたの方としては、これをどうなさるおつもりですか、この状態を脱却するため……だまつてこれは実施するのが通商産業省だからやむを得ませんという結論ですか。

る問題、これが同時にやはり出炭制限をこの際やむを得ないがやっていたらというところになったのであります。が、具体的な点は通産省の方でいろいろとやっておられますが、私どもの方としましては、大きな点としてはかように考えておるわけでございます。なお数字の点につきましては計画局長の方から……

○政府委員(大来佐武郎君) 長期計画の三十三年度はまだ実は実績ができておりませんので、長期計画との検討はまだやる段階になっておりませんので、事務的にはことしの夏ごろ三十三年度の実績が全部出ましたところで、長期計画の線と照し合せていくという予定にしております。実は一応のエネルギーの、三十三年度推定を含めた試算は先般やりましたのですが、実は至急に社会労働委員会から呼び出されまして、資料を手元に持つておりませんので、後日でよろしければ概略の数字を提出いたしますから……

○阿貝根登君 今数字がなければけっこうですが、それでは数字の完全にある三十一年度を一つ知らせていただきます。今ここのでなかつたらばあとでいいですから、私は計画を持つておりますから、実績を知らせていただきたい。それについて私の調査しているのと違つかどうかを私は見たいのだから。

○政府委員(大来佐武郎君) 三十一年度は実は長期計画自体に数字をあげておるわけでございますが、三十一年度の実績と三十一年度の計画をあげておりますので、お持ちになつておるのは実績ではございませんでしようか。

○阿貝根登君 一億八百六十四万トンですよ。

○政府委員(大来佐武郎君) それは実績でございます。三十一年度実績でございます。

○阿貝根登君 それじゃ三十二年度、あとでいいですから三十二年度……

○阿部竹松君 それで、大堀局長さんのおつしやること、もやもやとしてわからなかつたのですが、資金をどうするとおつしやるのですか。それから生産制限ということはどういうことを意味するわけですか。

○政府委員(大堀弘君) やはり需要が低下いたしております一方において、生産の方は必ずしも計画通りといえますが、操短といふこととかなかなか困難な状況でございますから、生産の方は相当その間に生産も上つて参ります。需要が伸びて参りますけれども、しかしどうしても貯炭といふものがたまつてくる、そこで問題はやはりその間の貯炭のために金融をつけてやることについて、結局石炭業界として相当な努力をしていくわけでございますが、これは昨年、一昨年来、私も相当通産省に協力いたしまして、日銀その他の金融機関にも協力を得て、その間の資金のつなぎ資金をできるだけつけるように要請して参つたのであります。

○阿部竹松君 僕はあまり枝葉末梢のことを、あなたの方は通産省の石炭局じやないのだから……。しかしあなたの方で計画する責任であらうかと思うのです。あなたの方の責任が完全に果たされているかどうかということなんです。しかしあなたの方の経済計画に

基いて通産省が相談の上やつておるのが失敗したのだから、そうしたら、そのあと始末は当然あなたの方と相談してやられるというふうに判断した場合に、一体この現実をどうするかというところをお尋ねしているのですね、小さい枝葉末梢のことを聞いていくわけではない。具体的にこういふ現状をどうするかというところをお聞きしているわけなんです。しかし、具体的に現在私の方は全然案がございせんといふことであらば、これは何をかいわんや、やむを得ないことではございますがね。

○政府委員(大堀弘君) これは先ほど計画局長からも申し上げましたように、まあ計画自身が、目標が大きすぎた、これが一般産業界をして高い目標を立てた結果、逆に、その場合に一般の鉱工業生産が落ちて需要が減退したために貯炭がふえた、その目標自身を誤まつたのではないかという点につきましては、私も大いに反省しなければならぬというふうに考えておるわけでありまして、現実にはそういう事態に当りまして、やはり貯炭が出るが、一方において生産制限が十分にできないという段階におきましては、やはり金融面でもえんどうを見て、この間混乱を起さないように資金面に裏づけをして、やがてまあ経済が上つてきて、需要が伸びてくれば、貯炭がだんだんさばけていくわけでありまして、その間を乗り切っていくというところは、当面の対策としてはやはり一つの中心になるのではないかと、かように考えておるわけなんです。

○阿部竹松君 まあ経済企画庁として

は言にくいことであるけれども、あまり成功しなかつたわけですね、計画通りいかなかつたわけですね。そこでそういうことであらば、今の御答弁に開連するわけでもないけれども、出炭制限、需要が伸びるということでありまして、石炭局の発表とかかわかりませんが、二〇%の出炭制限というものが出ておりますね。

二〇%出炭制限やれば、石炭の価格が、石炭局長御承知の通り、二割コストが高くなります。局長の言うように需要の拡大なんか思ひもよらない話、逆の方向になつていく、出炭制限をやると。だから考え方はそういう方向に進んでも、現実の問題として逆になつてくるのではないのか。出炭制限をやると石炭の価格が高くなる。昭和石炭会社で百万トン買入というのですが、これは完全な独禁法違反なんですよ。あなた方、法的にどう解釈しておられるか知らんけれども、独禁法違反ですよ。長沼委員長連れて来て聞いてみるとわかりましたけれども、二割出炭制限やつて二割コストが高くなつて、これは需要の拡大なんというのはおかまじいと思ふのです。新聞報道をたてにこつて質問するのは失礼かもしれませんが、正鵠を得てなかつたら、それは間違いだとおつしやつて下さい。帰休制度とか何とかいうことがありますがね、休みをふやすとか帰休制度なんというものは金を出さなければならぬ。そういう金をどこから持つてくるか知らんけれども、そういう金があつたら、さいぜん阿貝根委員の発言のように、原炭を買収して石炭の需給のバランスをはかつ

たらいいと思うのだけれども、あなたの方のやつておるのは、てんでんばらで、非常に筋が通つていないような気がする。そのつどそのつど、ここであけの答弁だけで、きょう一日過ぎれば、きょう一日だけの答弁で、その辺どうも、一つ言にくいわけですが、懇切丁寧に御答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(尾崎誠明君) 新聞に二〇%カットと出ておつたということでございますが、これは役所では別に発表したわけではございません。これは役所では来週早々にでも正式に生産制限の指示はいたしたいと思つておりますが、今まで出ておりますのは、これは全部観測記事でございます。それから二割といふのは、これは大体新聞によつては八割と書き、あるいは八二%と書き、いろいろな数字が出ておりますが、大体その程度に、それに近いようなところに生産制限の指示をしたいというふうには考えておりますが、ここの一つ御了解願いたいと思ひますのは、この生産制限の指示、一体何に対して八二・五%とか八割とかあるいは八五%とか言つておるかというところでございます。これはたまたま神武景氣のあとで、石炭が非常に需要が伸びたというふうな考えられております。昭和三十一年度の実績として五千二百二十五万トン掘つておるわけでございます。その三十二年にストライキも何もなかつたというふうな正常な状態を仮定したら、幾ら掘れただらうかという数字を想定いたしますと、これは五千四百万トン越すわけでございますが、それに対して幾らということをおつしやるわけではござい

て、この八割とか八割五分だといいますが、いかにも今から生産制限をして、コストを上げるというふうな印象をお受けになるかも知れませんが、実数では昭和三十三年の生産実績がこれは大体四千八百万トン程度だと思えますが、それと同程度の四千八百万トン程度に押さえないというふうな指示をやるという事でございします。ただこれを過去の一定のときの生産実績に対してというのではなければ、計画だ何だというのは、これは各社それぞれ持つていくわけでございしませんので、過去の実績に対して幾ら、しかも実績というのはストライキも何もしなくとも、もう無条件で出たらこのまま出たであろうと思われるものに対してというふうな計算方式をとらざるを得ないために、まあこういう八割だ、何だということになったわけでございまして、かりにこれが三十三年の実績がわかっておれば、三十三年のあれから見れば、九・五％とかあるいは一〇％に押さえないという事になったかも知れられないでございします。従いましてコストといたしましては、われわれといたしましては、この生産制限の指示をしたから、今よりコストが上るといふふうには考えておりません。コストは大体同じであらう、こういうふうには考えております。先生の御指摘の、二割生産制限すればコストが上がるのじやないかというのには、大体われわれが計算いたしまして、ほぼその程度の上るは上るでございしますから、生産制限は石炭界にとつては一番最後の手段で、これはできるだけ避けたいべき問題である。こういうふうには考えておりますが、しかし今の石炭業界にとつて一番大切なのは、当面の過剰貯炭という問題、この圧迫をどうするかというのが一番の問題じゃないか、この過剰貯炭をいつまでも置いておきますと、それこそどこかでダンピングで呼んでがたがたと値くすれをする、そのうなつたのでは石炭業界の混乱ということになると思うのでございします。で、それを避けるためには非常手段でございしますが、とりあえず六カ月間くらいという事で、われわれは指示したいと思つております。とにかく今よりコストが上るわけでございしませんので、大体今程度にとにかく生産を押さえて、ただ早く過剰貯炭がなくなつて普通の正常操業に戻すということが、結局石炭業界にとつて一番、残されてある道としては、やむを得ないけれども、最善の道じやなかろうか、こういうふうには判断しましたので、来週早々にでも三十二年の生産実績に対して、一定割合の生産制限をするようにという指示をしたいと、こういうふうには考えておられます。どういふようでございしますが、大体現在程度の生産から今年はまだ伸びるさうなようには、がまんしてもらうという事でございします。

とつて一番大切なのは、当面の過剰貯炭という問題、この圧迫をどうするかというのが一番の問題じゃないか、この過剰貯炭をいつまでも置いておきますと、それこそどこかでダンピングで呼んでがたがたと値くすれをする、そのうなつたのでは石炭業界の混乱ということになると思うのでございします。で、それを避けるためには非常手段でございしますが、とりあえず六カ月間くらいという事で、われわれは指示したいと思つております。とにかく今よりコストが上るわけでございしませんので、大体今程度にとにかく生産を押さえて、ただ早く過剰貯炭がなくなつて普通の正常操業に戻すということが、結局石炭業界にとつて一番、残されてある道としては、やむを得ないけれども、最善の道じやなかろうか、こういうふうには判断しましたので、来週早々にでも三十二年の生産実績に対して、一定割合の生産制限をするようにという指示をしたいと、こういうふうには考えておられます。どういふようでございしますが、大体現在程度の生産から今年はまだ伸びるさうなようには、がまんしてもらうという事でございします。

それからも一つ、何回前かの委員会でも、出炭制限の問題をわれわれ話し合ひをやつたことがあるんです。そうしたらあなたは、今度は大臣命令でやられるとか、その答弁をしたのでしょ。一体何十条の何でやるのだと言つたところから、石炭合理化法案の六十三条だか六十四条をたてにとつて、これを出炭制限をやりますと言つたじやないですか、明確に言つたんです。何％かといつたら、過去の例をとつてはつきりわかりません。速記録を持つてきてあなたに読んで聞かせてもいい、そういうことを明確に言つておいて、今さら新聞社が何か勝手に言つたとか何とか、こんでもない話です。ちゃんとあなたの方で指令を出してやつたのじやないですか、そうしたら五千四百万トンの採掘能力がある現場で、四千八百万トンしかこれは掘られなければ、これは切羽、機械設備を維持しなければならぬ、当然コストがかかるのじやないですか。そうしたら現行維持だといつて、それは全部放棄してしまふはいでしやうけれども、放棄したところでは事業場には金利がかかる。現行のコストでいきますと、いふのは、とてもそういうことは僕は中学校の生徒でもわかる勘定になると思いますが、どういふ勘定をすれば現行のコストで二割高くならぬでいくのですか。それを参考のために一応承わりますしやう。

○理事(島清君) 速記をとめて。
○速記中止
○理事(島清君) 速記を起して。
質疑を続行いたします。
御発言もございしませんようで、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案と、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、前者は、内閣提出、衆議院送付、後者は、阿具根登君外八名提出の議案でございしますが、それを一括して審議して参りました。内閣提出、衆議院送付につきましては、質疑を終了することに御異議ございませんか。
○理事(島清君) 御異議ないものと認めます。
それではこれより内閣提出、衆議院送付案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。
○阿具根登君 日本社会党を代表いたしまして、基本的には非常に賛成しかねるのでございしますが、貯炭を豊富にかかえた現実から考えてみますと場合に、先ほど私どもの御質問の中で明らかにいたしましたように、本改正法律案によつて、この危機を打開するということにはならぬけれども、私どもが懸念いたして改正案を提出いたしておりますのに対して、近いうちに、政府は異常なる熱意をもつて実施のため研究をすることを、大臣の答弁からも十分明らかにされたので、私も政府案の一部改正の本案案に対して賛成をいたすものでございします。
○理事(島清君) 他に御発言もなければ、これをもちつて討論は終局したものと認め、これより本案採決を行います。

す。本案に賛成の方の挙手を願います。
○賛成者挙手
○理事(島清君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出する報告書の作成等につきましても、委員長に御一任を願います。
○理事(島清君) ちよつと速記をとめて。
○速記中止
○理事(島清君) 速記を起して。
次に、先ほど委員長、理事打合せにおきまして、次回は来たる四月二十七日月曜日午前十時より委員会を開き、特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案を審議し、そして各党として、本日はこれをもつて散会したいと思ひますが、御異議ございませんか。
○理事(島清君) 御異議なければ、本日はこれにて委員会は散会いたします。
午後五時散会